

08 文部科学省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	地域における国民潜在力を発揮し、明日の安心と成長を目指した大学獣医学部の設置の許可	都道府県	愛媛県	
		提案事項管理番号	0022010	
提案主体名	今治市 愛媛県			

制度の所管・関係府省庁	文部科学省
--------------------	-------

求める措置の具体的内容	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(具体的事業の実施内容)</p> <p>四国には獣医師を養成し感染症や公衆衛生分野の研究拠点となる大学獣医学部が一つもない。このため、都市再生機構、今治市及び愛媛県が整備を進めている今治新都市開発整備地区に、世界水準の高度な獣医学教育を行う大学獣医学部を設置することで、即戦力となる獣医師を養成し、大学を核とした食品産業や製薬・動物関連企業等の立地を促進することにより地域における国民潜在力を発揮し、地域再生を図る。</p> <p>(提案理由)</p> <p>人獣共通感染症の脅威が高まる中、新成長戦略に示されたライフイノベーションによる健康大国戦略を進める上で、産業動物診療、公衆衛生、食品衛生、動物検疫などの分野の獣医師の重要性が増すと考えられるが、四国には獣医師を養成し、当該分野の研究拠点や卒後研修機関となる大学獣医学部が一つもない。このため、地域が主体性を持って国民潜在力を発揮して課題に対応できるよう、大学獣医学部を設置するための特区の設置を提案する。</p> <p>この獣医学部に入学定員の地域枠の設定や奨学金制度などを組み合わせて、四国への人材供給を促し、家畜衛生や公衆衛生分野を担う獣医師不足の解消や新興の動物の伝染病等への迅速かつ専門的な対応を図るとともに、生命科学分野の学際連携の推進や関連企業等の集積を図ることで、新たな生命科学研究拠点を形成したい。</p> <p>併せて、これまで大きな岩盤に突き当たり、停滞していた規制が解除されることで、地域力を発揮して大きな経済効果を生み出し、明日の安心と成長に向けて地域格差の解消と地方の再生を果たしたい。</p>

08 文部科学省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	私立幼稚園定員弾力運営特区(私立幼稚園の定員 変更手続きの簡素化)	都道府県 提案事項管理番号	佐賀県 0027030
提案主体名	佐賀県		

制度の所管・関係府省庁	文部科学省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	現在の認可制から届出制に変更する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>私立幼稚園の定員変更について、届出制とすることで、毎年度増減する園児数に応じた適切な運営を実現する。</p> <p>【提案理由】</p> <p>私立幼稚園の定員の多くが昭和50年代に設定されたものであるが、その後の少子化や保育所へのシフトの影響を大きく受け、定員と実員とが大きく乖離している状況がある。</p> <p>一方で、定員以上に園児を受け入れている園もあり、県では実員に見合った定員とするよう指導しているが、周辺園からの反発や、幼稚園選出の委員が含まれる私立学校審議会で紛糾することを恐れ、定員変更の申請を見送っている。</p> <p>なお、こうした定員超過分の園児については、公的支援の対象外となっている。</p> <p>毎年度増減する園児数に応じた適切な定員変更が期待できる。</p> <p>【代替措置】</p> <p>保育所の定員変更は届出制となっており、運用上特段の不都合は生じていない。</p>

08 文部科学省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	私立幼稚園補助金事務負担軽減特区(私立幼稚園	都道府県	佐賀県	
	運営費補助における「公認会計士等による監査報告書の添付」の見直し)	提案事項管理番号	0027040	
提案主体名	佐賀県			

制度の所管・関係府省庁	文部科学省
--------------------	-------

求める措置の具体的内容	「公認会計士等による監査報告書の添付」を省略できるものとする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>私立幼稚園に対する運営費補助金額が「1千万円以上」の場合の「公認会計士又は監査法人による監査報告書の添付」を省略することで、事務・経費負担の軽減を実現する。</p> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査報酬が50～70万円と高額であり、私立幼稚園の大きな負担となっていること。 ・「1千万円以上」と示されたのは昭和51年度であり、そこからの物価変動を考慮していないこと。 ・会社法では「資本金5億円以上又は負債金額200億円以上の株式会社」について公認会計士による監査を義務付けられており、補助額が1千万円程度で、数十名程度の園児しかいない小規模な私立幼稚園に、同様の対応を求めることは過大であること。 <p>【代替措置】</p> <p>補助金の適正な執行状況については、県の監査や事業実績報告書等で確認できる。</p>

08 文部科学省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	放課後児童クラブへの財産処分(転用)の承認基準の緩和	
要望事項 (事項名)	放課後児童クラブへの財産処分(転用)の承認基準 の緩和	都道府県	埼玉県	
提案主体名		提案事項管理番号	0034050	
提案主体名	埼玉県			

制度の所管・関係府省庁	文部科学省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>公立学校施設を転用する場合、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物を無償により転用・貸与・譲渡等する場合は、文部科学大臣への報告となっており、10年未満のものについては、文部科学大臣への承認が必要である。</p> <p>この基準を緩和し、10年未満のものについて、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に転用する場合は、県知事の承認及び文部科学大臣への報告により財産処分(転用)ができることとする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>放課後児童健全育成事業については、子育てと就労の支援のため、放課後児童クラブの設置数の拡大が喫緊の課題となっている。</p> <p>求める措置が実現されることにより、施設の確保が容易になり、放課後児童クラブの設立が促進される。</p>

08 文部科学省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	国家戦略つくばオフィス実現プロジェクト	
要望事項 (事項名)	独立行政法人科学債の発行	都道府県	茨城県	
		提案事項管理番号	0035010	
提案主体名	国家戦略つくばオフィス実現委員会			

制度の所管・関係府省庁	総務省 外務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 内閣府
--------------------	---

求める措置の具体的内容	独立行政法人通則法第45条5項の「個別法に特段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債権発行をすることができない。」という規制の特例を認め、科学債を発行する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>つくば市における独立行政法人(大学を含む)が一体となって、国策研究を行う資金を集めるため、同時に、日本の未来を担うポストドク研究生活安定を図る基金を募るため、独立行政法人が証券会社との連携の下に「科学債」を発行することを可能にする。</p> <p>政府の成長戦略に決定された、グリーンイノベーションとライフイノベーションの研究をつくば在住の研究所・大学(以下、研究所群という)で総力を挙げて研究するため、独自の資金調達をめざす。「科学債」は、10年据え置き債権で、科学技術の研究成果が得られたときに配当・元本償還する。一種のベンチャーキャピタルの形成であり、先端性・信頼性の最も高い日本の研究所群への投資であり、かつ、政府の成長戦略と第4期科学技術基本計画のリード機関、リードエリアとなるべき研究所群を国に先駆けて動かすものである。かかる研究所群に対し、広く民間、個人、外国などから投資する仕組みを作る。</p> <p>また、集まった資金の一部を使い、ポストドク保障基金を設立し、ポストドクや若手研究者が、連続してプロジェクトに就く斡旋を行い、その生活がワークシェアリングシステムによって、パーマナント研究者と同等の生涯所得・社会保障が得られるように支援する仕組みをつくる。</p> <p>日本は、国際経済における地位が次第に低下し、研究部門で後発のアジア諸国にも、追い越されようとしている中で、研究所群は、国の動きを待つのではなく、国の動きに呼応して、すでにある科学インフラを活用して迅速に国策イノベーションを進めなければならない。従来、研究機関の横のつながりと若手の養成にボトルネックを指摘されてきたが、科学債の収益はこの二つの問題の解決を図る資金となり、国策イノベーションの国内最大の担い手として、つくばの研究所群が力を発揮することになる。</p> <p>国家的な共通課題である新成長戦略(グリーン・イノベーション及びライフ・イノベーション)に係る研究開発に関し、つくばに立地する各研究機関が産官学・国内外で連携して取り組む。</p>

08 文部科学省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	国家戦略つくばオフィス実現プロジェクト	
要望事項 (事項名)	語学・科学教育の特例		都道府県	茨城県
			提案事項管理番号	0035020
提案主体名	国家戦略つくばオフィス実現委員会			

制度の所管・関係府省庁	文部科学省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
<p>学習指導要領の特例を設け、卒業に必要な授業時間の振り替えを行う。</p> <p>また、つくば市の既存の国際学校および誘致される UWC の準学校法人化を行う。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>つくば市の公立私立小学校・中学校・高等学校、および国際学校において、学習指導要領によらない英語・中国語などの語学教育と研究所・大学の協力による科学の授業を実施するため、教育課程ならびに教員資格認定の柔軟な運用を行う。実施に当たっては、モデル校を指定し実施する。ならびにインターナショナル・バカロレアの DP 課程を採用している United World College をつくばに誘致し、世界の高等教育を共有できる各国の科学に情熱を注ぐ若者の教育の場とする。</p> <p>つくば市は、世界有数の研究所・大学を擁し、世界から研究者を集めている国際都市である。しかし、外国からの一流の研究者の数は少ない。その原因は、研究所から一歩外に出れば、「英語が通じない」という先進国ではありえない現象と就学前生徒から大学院まで英語で授業を行う教育機関が整備されていなかったために、子弟の教育を心配したことに起因する。</p> <p>また、日本の研究者も、国際会議などで意を尽くした発言をするためには、義務教育の段階から、特に中等教育後期において同世代の外国人の若者と意思疎通が自然にできる語学力を身につけていくことが必須である。国際科学誌への投稿や国際会議でのリードに語学が障害となる場合も少なくない。近年は、東南アジアはもとより、中国・韓国において英語能力が上がり、日本はこの点において取り残されつつある。</p> <p>国際環境にあるつくば市において率先してこの状況の改善を試み、あまつさえ、国際地位が低下しつつある傾向にある日本に歯止めをかけるものである。</p> <p>同時に、科学技術立国であろうとする日本の若者の理系離れを食い止めるため、教員免許を持たないが最先端の研究を行っているつくばの研究所・大学から人材を招き、学校教育において特別教授を行うカリキュラムをつくり、将来の科学者を育てる。</p>

08 文部科学省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	国家戦略つくばオフィス実現プロジェクト	
要望事項 (事項名)	寄付金と反対給付及び利益相反にかかわる規制緩和	都道府県	茨城県	
		提案事項管理番号	0035030	
提案主体名	国家戦略つくばオフィス実現委員会			

制度の所管・関係府省庁	外務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 内閣府
--------------------	--

求める措置の具体的内容	<p>・国策研究を目的として寄付が行われた場合</p> <p>・複数機関に対して同じ目的で寄付が行われた場合</p> <p>の双方を満たす場合にのみ、研究開発の目的を限定し、かつ研究開発成果の情報を対価としうる寄付行為を可能とする。 (反対給付にかかわる規制の緩和)</p> <p>また、寄付金控除の控除対象限度額の引上げあるいは全廃(全額損金算入)を行う。</p> <p>【具体的内容】</p> <p>① 研究開発に関する利益相反ガイドラインの緩和</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>※提案理由</p> <p>研究開発力の強化、イノベーション創出のために、研究開発機関におけるオープンイノベーションを阻害する規制の緩和が必要。より具体的には、民間企業からの研究開発機関への投資を促進し、さらに、研究開発機関における利益相反ガイドラインを緩和することで、課題解決型国策研究におけるニーズとシーズの連携を頻度・規模ともに増加させることを目指す。</p> <p>※具体的実施内容</p> <p>寄付を行った側:</p> <p>1) 寄付金を用いた研究開発の目的を定めることができる。(国に対する寄付、あるいは指定寄付金のイメージ)</p> <p>2) リードタイム1年の間に限り、研究成果にかかわる情報を寄付行為の対価として独占的に得ることができる。(反対給付にかかわる規制の緩和)</p> <p>寄付を受けた側:</p> <p>研究開発に関する利益相反ガイドラインを大幅に緩和する。(反対給付にかかわる考え方、利益相反ガイドラインを明示するだけでも可。)</p> <p>寄付行為に対して:</p> <p>景品表示法を適用しない。</p> <p>寄付をする側の宣伝効果、将来における販売促進効果などを規制の目的として問わない。</p>

08 文部科学省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	外国人高度・専門人材等の受入拡大	
要望事項 (事項名)	外国人を対象とした医療機関や留学生寮等の整備に係る税財政支援措置の創設	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	0043380	
提案主体名	大阪府			

制度の所管・関係府省庁	文部科学省 厚生労働省 国土交通省
-------------	-------------------------

求める措置の具体的内容	外国人のための宿舎や日本語学校、国際学校、外国人受入体制の整った医療機関を整備するため、財政支援や税の軽減を求める。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①現状 国等による留学生宿舎整備事業や留学生宿舎建設奨励事業が中止された。</p> <p>②問題点 外国人研究者や留学生が安心して大阪で暮らせるための施設整備が不十分。</p> <p>③解決策 特区エリア内(彩都地区、夢洲咲洲地区等)における外国人のための宿舎、日本語学校、国際学校、医療機関の整備や、日本人と留学生が共同で居住したり、地域住民との交流拠点となる留学生寮整備に対して、国庫補助金等の財政支援や税の軽減を行う。</p> <p>④効果 特区事業に関連する研究を行う優秀な外国人研究者や留学生を府内に呼び込むことが可能となる。</p>

08 文部科学省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	外国人高度・専門人材等の受入拡大	
要望事項 (事項名)	国費外国人留学生の決定権限の大阪府への移譲	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	0043440	
提案主体名	大阪府			

制度の所管・関係府省庁	文部科学省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	国費留学生の対象決定権限を国(文部科学省)及び日本学生支援機構から大阪府に委譲する。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①現状 平成21年度に、日本政府奨学金を支給されている留学生は12000人おり、また、日本学生支援機構(JASSO)奨学金の受給者は24000人いる。</p> <p>②問題点 これら奨学金の対象者は、国等で決定しているため、府の行う施策(特区として認定された場合の特区事業(バイオ、新エネルギー産業等)に関連する研究を行う留学生を府内に集めることができない。</p> <p>③解決策 大阪府枠(人数)をあらかじめ確定しておき、その枠分の奨学金対象者については、府が審査・決定を行う。(あるいは、国の審査基準に府の意見を反映させる。)</p> <p>④効果 当該分野の研究を行う研究留学生を集中して、府内に呼び込むことが可能となる。</p>

08 文部科学省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	国際社会を見据えた特色ある人材育成	
要望事項 (事項名)	専修学校高等課程におけるカリキュラムの弾力化	都道府県	大阪府	
		提案事項管理番号	0043480	
提案主体名	大阪府			

制度の所管・関係府省庁	文部科学省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>専修学校高等課程の修了者の大学入学資格付与に係る学習指導要領を緩和し、学校の特色に応じた教育ができるようにする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①現状 専修学校高等課程の修了者が大学入学資格を得ようとする場合には、学習指導要領における普通科目を420時間履修することが必要。</p> <p>②問題点 専修学校高等課程におけるカリキュラムの構成が制限され、学校の特色に応じた教育が困難。</p> <p>③解決策 各学校において特色ある教育ができるよう、大学入学資格の付与に係る学習指導要領(普通科目を420時間履修)を緩和する。</p> <p>④効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の選択の幅が拡大 ・生徒や地域等のニーズに応じた教育が可能 ・職業教育の充実 ・産業人材の育成機能の強化 など

08 文部科学省 特区臨時提案(第4回) 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	私学法人(小学校)設立にあたって、寄付金による設立を目的とするにあたり、公益認定法人取得の緩和	都道府県	東京都	
提案主体名		提案事項管理番号	0044010	
提案主体名	個人			

制度の所管・関係府省庁	文部科学省 内閣府
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	<p>平成20年の民法改正により、旧法で3年間の暫定期間に限り、学校法人設立の目的で認可されていた公益財団法人は、なくなり、「公益認定財団法人」の取得を義務づけられました。したがって、学校法人申請を目的とし、寄付金によって設立を希望する者に限り、「公益認定財団法人」の緩和を求めます。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>平成20年7月、栃木県那須町岡本にて私学の小学校を設立するために約1,500坪の土地をある団体から提供されました。9月に入り栃木県教育委員会の指導を受け、私学法人設立の準備に入りました。校舎、宿舎、運営費等を広く一般からの寄付金によって、学校法人設立を目指しました。12月に入り、県教育委員会より「民法の改正により、寄付金を集めて学校法人を設立するには、公益認定財団法人の取得がなければ出来ない。」との連絡を受けました。</p> <p>提案理由: 私学法人設立を目的に、寄付金を集めて設立する場合、「公益認定財団法人」と「学校法人」の2つの永久的な法人格を有することになります。旧法では、学校法人設立のためのみの目的に暫定的(3年間のみ)公益財団法人が認められていました。私の目的は、「学校法人」のみの法人格1つで良いわけです。公益認定法人と学校法人は、根源的に異なる法人格と思います。ここに矛盾があります。すっきりした学校法人設立への道を取り戻してほしい。</p> <p>効果: 今日の小学校の事情から、多くの授業が成立していません。不登校児も多く、学力の低下も指摘されています。広く民間からの資金によって、多種多様な学校が設立される事によって、子ども達一人一人に合った学びの場が回復されると思います。学校が楽しく、引きつけられる学舎になるでしょう。ちなみに、法の改正後2年間寄付金による私学法人の設立は、1件もないようです。</p>